



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



日中はまだ暑い日もありますが、気持ちのよい季節となりました。シルバーウィークはどのように過ごされましたでしょうか？

息子もいったんクラブを引退しましたので、我が家は、久々に家族で信州に旅行してきました。コスモスや稲穂など秋の風景に出会えて、リフレッシュしてることができました。



職場で役立つ心理学
～印象よく断る方法～

急な仕事を頼まれたけど断りたいとき、どのように対応すればよいでしょうか？ 「その仕事は無理だと思います。すみません。」と丁寧にはっきり断ることが大切ですが、その際、相手に不快な思いをさせないように、できるだけ次の3つの言葉も添えるとよいでしょう。①謝ること、②代わりを提案すること、③理由を述べること。これらをすべて伝えるのがベストですが、このうち1つか2つでも伝えるようにすると、相手が理解を示してくれる可能性は格段に高くなります。

また、上司・先輩・取引先からの誘いを断るときは、「うれしいのですが」のひと言を添えること、また、「重要な会議があるので」など、自分の都合ではない「外的な理由」で難しいことを伝え、相手を傷つけずに済みます。

★これで完璧！ 9月の事務★



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（9月10日まで）☆
8月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（9月30日まで）☆
8月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆7月決算法人の確定申告と納税（9月中の決算応当日まで）☆
7月決算法人の確定申告と納税、1月決算法人の中間（予定）申告と納税。

～法改正予定 一覧～



この10月から、いくつかの法改正が予定されています。確認しておきましょう。

9月	労働者派遣法	「業務単位」で最長3年→「個人単位」で最長3年に。 特定労働者派遣を廃止し、許可制に一本化。
10月	労働者派遣法	違法派遣の雇用申込みみなし制度
10月	国民年金	保険料納付の後納制度が、過去2年→5年に。（過去10年間の後納ができる時限措置は平成27年9月30日で終了）
10月	マイナンバー制度	マイナンバーの通知開始
12月	安全衛生法	50人以上の企業にストレスチェックを義務化。

来年以降の変更予定も合わせて記載します。

H28年 1月	マイナンバー制度	雇用保険・税において、マイナンバー利用開始。
4月	障害者雇用促進法	障害者の差別禁止、配慮義務。
7月	国民年金	納付猶予制度の対象者30歳未満→50歳未満。
10月	パートの社会保険	パートの社会保険適用基準を「週20時間以上」等に。（500人超の企業が対象。）
H29年 1月	マイナンバー制度	社会保険において、マイナンバー利用開始。
4月	年金	老齢基礎年金等の受給資格に必要な保険料納付期間等を25年→10年に短縮。
H30年 4月	障害者雇用促進法	精神障害者の雇用義務化。

深夜勤務と健康診断

労働安全衛生法では、労働者を雇い入れたときと、その後 1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施することを企業に義務付けています。

通常の定期健康診断は 1 年以内ごとに 1 回ですが、特定の業務に従事する人については、配置替えの際と 6 ヶ月以内ごとに 1 回実施することになっています。

特定の業務とは、例えば水銀やヒ素など有害物を取り扱う業務や高温作業などや、深夜業を含む業務が対象です。交替制などで深夜の時間帯に働く労働者については、6 ヶ月以内ごとに 1 回、つまり年に 2 回、健康診断を実施する必要があります。深夜とは、午後 10 時～午前 5 時のことをいい、最近は深夜まで営業しているお店や 24 時間対応のサービスも多いので、深夜に働くことはそれほど珍しいものではなくなっていますが、人体の自然なリズムに背くとして健康への悪影響が懸念されるのです。

それでは、たまたま残業で夜の 10 時以降も働いた場合はどうなるのでしょうか？ こうした場合も、年に 2 回の健診を実施する必要があるのでしょうか？

行政の通達では、「深夜業を含む業務とは、業務の常態として深夜業を 1 週 1 回以上または 1 月に 4 回以上行う業務をいう」と定義されています。「常態として」というのは、シフト制の深夜勤務のように所定労働時間が深夜にある場合だけでなく、恒常的に行われている深夜残業も含まれます。普段は深夜残業がほとんどない人が、たまたま突発的な事情により、月に 4 回深夜残業をした、という場合であれば、年 2 回の健診は必要ないと考えられます。常態であっても、月に 1～2 回であればこの基準を満たさないので年 2 回の健診は必要ないでしょうし、夜間勤務の日以外にも月に 2～3 回以上深夜まで残業する日が毎月あるのであれば、対象となってきます。

【定期健康診断の項目】(※2)医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長(※2)、体重、腹囲(※2)、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査(※2) 及び喀痰検査(※2)
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)(※2)
- 7 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)(※2)
- 8 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド)(※2)
- 9 血糖検査(※2)
- 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- 11 心電図検査(※2)

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

